											○	○		○										○	○	○	○	備設線無の六の号九十第項一第条二第	
											○	○		○										○	○	○	○	備設線無の七の号九十第項一第条二第	
											○	○		○										○	○	○	○	備設線無の八の号九十第項一第条二第	
											○	○		○										○	○	○	○	備設線無の九の号九十第項一第条二第	
											○	○		○										○	○	○	○	備設線無の十の号九十第項一第条二第	
											○	○		○										○	○	○	○	備設線無の一十の号九十第項一第条二第	
											○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の二の号十二第項一第条二第	
											○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号一十二第項一第条二第	
											○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の二の号一十二第項一第条二第	
											○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の三の号一十二第項一第条二第	
											○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号二十二第項一第条二第	
											○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号三十二第項一第条二第	
											○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の二の号三十二第項一第条二第	
											○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の三の号三十二第項一第条二第	
											○			○										○	○	○	○	備設線無の号四十二第項一第条二第	
											○			○										○	○	○	○	備設線無の号五十二第項一第条二第	
											○			○										○	○	○	○	備設線無の二の号五十二第項一第条二第	
											○			○										○	○	○	○	備設線無の三の号五十二第項一第条二第	
											○			○										○	○	○	○	備設線無の四の号五十二第項一第条二第	
											○			○										○	○	○	○	備設線無の五の号五十二第項一第条二第	
											○			○										○	○	○	○	備設線無の六の号五十二第項一第条二第	
												○												○	○	○	○	備設線無の号六十二第項一第条二第	
												○		○										○	○	○	○	備設線無の号七十二第項一第条二第	
											○		○											○	○	○	○	備設線無の号八十二第項一第条二第	
												○	○										注13○	○	○	○	○	備設線無の二の号八十二第項一第条二第	
											注6○	注6○	○										注13○	○	○	○	○	備設線無の二の二の号八十二第項一第条二第	
																								○	○	○	○	備設線無の三の号八十二第項一第条二第	
																								○	○	○	○	備設線無の号九十二第項一第条二第	
											注6○	注6○											注13○	○	注6○	注6○	○	備設線無の号十三第項一第条二第	
											○													○	○	○	○	備設線無の二の号十三第項一第条二第	